

## 広報かるいざわ広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、軽井沢町広告掲載要綱（平成18年輕井沢町告示第74号。以下「要綱」という。）に基づき、軽井沢町が発行する「広報かるいざわ」への広告の掲載（以下「広告掲載」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(広告主の優先順位)

第2条 広告掲載をしようとするもの（以下「広告主」という。）の優先順位は、次のとおりとする。

優先順位	種別
1	国・政府関係機関、地方公共団体及びこれらに類する者
2	公社・公団、日本放送協会など
3	町内の私企業のうち、公共性の高いもの 〔（例）電気・ガス・新聞・放送・バス・タクシーなど〕 町内に支店等を有する銀行、信用金庫、信用組合、農業協同組合
4	町内に事業所等を有する者
5	町外に事業所等を有する者

(広告掲載の料金)

第3条 広告掲載の料金は、掲載1回につき1万円とする。ただし、7月、8月及び9月については、2万円とする。

(広告の寸法、掲載位置等)

第4条 広告の大きさ及び掲載位置は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 広告の大きさ 縦49ミリメートル、横79ミリメートルを原則とする。
- (2) 掲載位置 表紙及び裏表紙以外のページのうち、1ページ5段の最下段横向き2分の1とする。
- (3) 掲載色 白色及び黒色とする。

2 広告を掲載する場合は、広告欄であることを明示するため、縦書きで **広告** と縦49ミリメートル、横10ミリメートルで表示するものとする。

(広告掲載の募集方法)

第5条 広告掲載の募集は、「広報かるいざわ」若しくは町のホームページ又はその両方で行うものとする。

2 町長は、前項の規定にかかわらず、広告掲載を行うものになりうる者又は広告取扱業者等へ広告掲載の案内を行うことができる。

(広告掲載の申込)

第6条 広告掲載の申込みをしようとするもの（以下「申請者」という。）は、広報かるいざわ広告掲載申込書（様式第1号）に掲載しようとしている広告の原稿（広告主又は広告取扱業者等が作成した完全な版下）を添えて、広告掲載を希望する月の「広報かるいざわ」の発行日の2月前までに町長に提出しなければならない。なお、広告の内容及び掲載基準が、要綱第3条第1項及び軽井沢町広告掲載基準の規定に基づかないものは、申込みすることができないものとする。

2 広告掲載の申込みは、1掲載号につき1回とする。ただし、町長が必要と認めたときは、下段を一つの広告として申込みすることができる。この場合における広告掲載の料金は、第3条に規定する広告掲載の料金の2倍とする。

3 広告掲載の申込み回数は、最長12回とする。ただし、年度を超える回数 of 申込みは、できないものとする。

(広告掲載の審査及び決定)

第7条 町長は、前条に規定する申込みがあったときは、広報編集委員会において広告の掲載内容を審査するものとする。

2 町長は、前項に規定する審査で、掲載内容に誤りがある又は誤解を与えるおそれがあると判断したときは、申請者に対して広告の掲載内容の修正を求めることができる。

3 町長は、前2項の審査により、適当と判断された広告について掲載を決定する。この場合において、申請が広告の掲載予定枠を超えているときは、次に定めるところにより決定する。

(1) 第2条の規定による広告主の優先順位による。

(2) 前号の規定によっても決定することができないときは、申込み順による。

4 町長は、前項の広告について掲載を決定したときは、申請者に広報かるいざわ広告掲載

決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（広告掲載の料金の納付等）

第8条 申請者は、広告掲載の決定後、町長の指定する期日までに広告掲載の料金の全額を納付しなければならない。なお、振り込み手数料は、申請者の負担とする。

2 既納の広告掲載の料金は、還付しない。ただし、町長は、申請者の責めによらない理由又は発行若しくは編集の都合により広告の掲載ができないときは、還付することができる。ただし、還付する広告掲載の料金には、利子は付さない。

（広告の版下）

第9条 広告の版下に関する一切の責任は、申請者が負うものとする。

2 広告の版下の作成にかかる一切の費用は、申請者の負担とする。

（広告掲載の取消し）

第10条 町長は、次の各号に掲げる場合は、広告掲載の決定を取り消すことができる。この場合において、これによって生じた損害に対しては、町はその責任を負わない。

（1） 指定する期日までに広告掲載の料金の納付がないとき。

（2） 広告掲載内容が、申請内容と異なっていたとき。

（3） その他町長が広告掲載することが適当でないと判断したとき。

（委任）

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成19年3月1日から施行する。

附 則（平成22年6月25日告示第37号）

この要綱は、平成22年6月25日から施行する。

附 則（令和3年9月30日告示第26号）

（施行期日）

1 この告示は、令和3年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正前のそれぞれの告示に定める様式（この告示により改正されるものに限る。）による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(様式第1号) (第6条関係)

## 広報かるいざわ広告掲載申込書

年 月 日

軽井沢町長

様

〒

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

F A X \_\_\_\_\_

「広報かるいざわ」に広告を掲載したいので、原稿を添えて申し込みます。

※広告掲載希望月（掲載希望月に○を付けてください。）

年4月号 4月1日発行	5月号 5月1日発行	6月号 6月1日発行	7月号 7月1日発行	8月号 8月1日発行	9月号 9月1日発行
10月号 10月1日発行	11月号 11月1日発行	12月号 12月1日発行	年1月号 1月1日発行	2月号 2月1日発行	3月号 3月1日発行

1. ○をつけていただいた、広告掲載を希望する月の発行日の2月前に提出してください。
2. 広告の原稿は、広告主又は広告取扱業者等が作成した完全な版下としてください。